

# アメリカにおける制定法解釈と解釈原則(1)

福 永 実

## 序 論

- 1 解釈原則の概観と整理
  - 1.1 言語的解釈原則
    - 1.1.1 基本原則
    - 1.1.2 文法的解釈原則
    - 1.1.3 構造的解釈原則
    - 1.1.4 言語的解釈原則の実証研究
  - 1.2 実体的解釈原則
    - 1.2.1 実体的解釈原則の概観
    - 1.2.2 実体的解釈原則の分類
    - 1.2.3 明確な言明原則と行政法
    - 1.2.4 実体的解釈原則の実証研究 (以上, 本号)

## 序 論

(1) スカリア裁判官の没後, アメリカ合衆国最高裁判所において法解釈の実践や方法に何か変化は生じたのだろうか。この点, 同最高裁にはスカリア裁判官と同じくテクスチュアリストを自認, 又はその方法への共感を告白するゴースッチ (Gorsuch) 裁判官<sup>(1)</sup>, カバノー (Kavanaugh) 裁判官<sup>(2)</sup>, バレット (Barrett) 裁判官が加わり<sup>(3)</sup>, 裁判官構成においてテクスチュアリズムの

---

(1) Neil M. Gorsuch, *Of Lions and Bears, Judges and Legislators, and the Legacy of Justice Scalia*, 66 Case W. Res. L. Rev. 905 (2016).

(2) Brett M. Kavanaugh, *Two Challenges for the Judge as Umpire*, 92 Notre Dame L. Rev. 1907 (2017), at 1910-1913.

(3) Amy Coney Barrett, *Assorted Canards of Contemporary Legal Analysis Redux*, 70 Case W. Res. L. Rev. 855 (2020).

優勢に変わりはない。むしろ穏健なパーパスイビストであるケイガン (Kagan) 裁判官ですら、「今や我々はみなテクスチュアリストである (“we’re all textualists now”)<sup>(4)</sup>。」と述べた発言が人口に膾炙したことが象徴するように、テクスチュアリズムの影響力は伸張し、逆にそのライバル理論 (インテンショナルリズム・パーパスイビズム) の影響力は相対的に凋落している、と言われる。

実際、クリシュナクマール (Anita S. Krishnakumar) の実証研究に依れば、2005年から2017年までのロバーツ・コートにおける制定法解釈・全事例 (499件) において個々の裁判官が制定法解釈に際して参照したものは、その利用割合 (個別意見全体) で見ると、制定法の目的 (24.3%) や立法者の意図 (11.5%)、立法資料 (legislative history) (23.8%) に比べ、「文理やその明白な意味 (plain meaning)」は 40.8% (多数意見では 49.8%) に上っている<sup>(5)</sup>。こうした文言優位の傾向は連邦控訴審でも見られる<sup>(6)</sup>。

もっとも、テクスチュアリズムの優位性が語られるにせよ、それら法解釈方法論はあくまで理論に過ぎず、裁判官の実際の解釈方法の多くが折衷主義であるのは我が国の場合と同様である<sup>(7)</sup>。ケイガン裁判官が言及したテクスチュアリズムも、「解釈は法文からまず検討する」、という基本作法以上に何を指すのかは必ずしも明らかではなく、後述 (1.2.3 (エ)) の通り、恐らくそれ以上の意味は無い、と考えられる。ケイガン裁判官の発言は、現在の裁判

(4) Harvard Law School, The Scalia Lecture: A Dialogue with Justice Kagan on the Reading of Statutes, at 8:29 (Nov. 18, 2015), [https://www.youtube.com/watch?time\\_continue=509&v=dpEtszFT0Tg](https://www.youtube.com/watch?time_continue=509&v=dpEtszFT0Tg).

(5) Anita S. Krishnakumar, *Cracking the Whole Code Rule*, 96 N.Y.U. L. Rev. 76 (2021), at 97, tbl.1. 補助的に参照されたものも含む。クリシュナクマールによる別の時期についての実証研究については、福永実「制定法解釈方法論のための方法」アメリカ法 [2021-1] 65頁の表を参照。

(6) Abbe R. Gluck & Richard A. Posner, *Statutory Interpretation on the Bench: A Survey of Forty-Two Judges on the Federal Courts of Appeals*, 131 Harv. L. Rev. 1298 (2018), at 1311.

(7) *Id.* at 1310-1311, 1313. 福永実「制定法解釈方法論のための方法」前掲註 (5) 67～68頁。

実務では少なくとも「法解釈の出発を文理に置くこと」について広くコンセンサスが形成された、と言うものであろう<sup>(8)</sup>。

こうして今後、アメリカの法解釈方法論において議論の中心を占めるのは、かつての方法論争（テクスチュアリズム対パーパスイビズム・インテンショナルリズム）ではなく、法文の意味とは何か、それを何に基づいてどのように理解するのか、ではないかと思われる。

(2) 本稿はアメリカ法解釈学の「解釈原則 (canons of construction)」の正当性や機能、公法解釈における有用性を検討するものである。

解釈原則とは、裁判官が制定法や契約の文言を解釈する際に伝統的に用いてきた推定則をいう<sup>(9)</sup>。例えば、「曖昧な刑事法規は、被告人に有利なように

(8) Kevin Tobia, *We're Not All Textualists Now*, 78 N.Y.U. Ann. Surv. Am. L. 243 (2022), at 249-252, 260; Abbe R. Gluck, *Congress, Statutory Interpretation, and the Failure of Formalism: The CBO Canon and Other Ways That Courts Can Improve on What They Are Already Trying to Do*, 84 U. Chi. L. Rev. 177 (2017), at 191; Eskridge, *infra* note 14, at 26-27.

(9) canon の用語は、司法判断の背後にある規範 (background norms) を指すものとして、principle (原理), doctrine (法理), rule (準則), maxim (格言), presumption (推定) などの用語と相互互換的に用いられることも多い。David L. Shapiro, *Continuity and Change in Statutory Interpretation*, 67 N.Y.U. L. Rev. 921 (1992), at 923 n7.

canons of construction の訳語につき、邦語文献では「解釈規則」(高柳賢三『英米法源理論(全訂版)』(有斐閣, 1956 年) 154 頁), 「解釈準則」(望月礼二郎『英米法(新版)』(青林書院, 1997 年) 119 ~ 122 頁), 「解釈原則」(田中英夫編集代表『英米法辞典』(東京大学出版会, 1991 年), 「解釈規準」(カール・N・ルウェリン(松浦好治訳)「上級審判決の理論および制定法解釈のルール,あるいは規準について」中京法学 11 号(1977 年) 40 頁) といった用語が当てられている(但し、高柳・望月論考は rules of interpretation についての訳出で(も)ある)。

スカリアは、「適切に考えれば、canons of construction は厳密な意味での解釈の『ルール(rules)』ではなく、知的に作られたテキストが何を伝えているかについての推定(presumptions)である」と述べる。Scalia & Garner, *infra* note 13, at 51. 筆者はこれまで canons of construction について「解釈準則」の用語を用いることがあったが、その規範内容は例外を多く含むので、本稿では「解釈原則」の用語を使用する。

解釈されなければならない(寛大な刑罰の原則 (rule of lenity))」。

本稿が解釈原則に注目するのは、以下のような、アメリカにおける近年の動向が関係している。

第一に、前述したように合衆国最高裁が緩やかにテクスチュアリズム志向を強めているところ、テクスチュアリズムが重視する解釈の素材の一つは解釈原則だという点である<sup>(10)</sup>。

もともと1980年代頃から、合衆国最高裁において法解釈のツールとして立法資料の利用頻度が減る一方、解釈原則の利用頻度は上昇していたことが報告されてきたが<sup>(11)</sup>、メンデルソン(Nina A. Mendelson)の実証研究によれば、ロバーツ・コートの最初の10年間(2005年開廷期から2014年開廷期)において、少なくとも一つの解釈原則の適用を考慮した多数意見は制定法解釈の事案の70.1%、全ての意見を含めると67.1%にのぼったとされる<sup>(12)</sup>。法文を理解する補助情報として立法資料の利用が困難なので、裁判官はそれ以外の補助資料を求めるようになった、との傾向が読み取れよう。

第二に、合衆国最高裁の上記動向に合わせ、2000年代以降の法解釈学では、次第に解釈原則論に関心が集まる傾向が看取される点である。スカリアが(ブライアン・ガーナー(Bryan A. Garner)との共著『法を読む(“Reading Law”)』において<sup>(13)</sup>、スカリアが考える57個の伝統的解釈原則の整理を企図

---

(10) テクスチュアリズムの解釈参照事項については、福永実「アメリカにおける制定法解釈と立法資料(6)」*広島法学*40巻4号(2017年)1~9頁で触れている。

(11) James J. Brudney & Corey Ditslear, *Canons of Construction and the Elusive Quest for Neutral Reasoning*, 58 *Vand. L. Rev.* 1 (2005), at 35-36.

(12) Nina A. Mendelson, *Change, Creation, and Unpredictability in Statutory Interpretation: Interpretive Canon Use in the Roberts Court's First Decade*, 117 *Mich. L. Rev.* 71 (2018), at 90, 99, 141 & Appendix Table 2. 同論文は、ロバーツ・コートの最初の10年間における931件の連邦制定法解釈を扱った460件の判例における838件の裁判官執筆意見を分析したものである。なおこの中には、解釈原則の適用を結果的に否定したものも含む。

(13) Antonin Scalia & Bryan A. Garner, *Reading Law: The Interpretation of Legal Texts* (Thomson/West, 2012).

したことに反応して、エスクリッジ (William N. Eskridge, Jr.) が『法を解釈する (“Interpreting Law”)』を著し 200 個以上の解釈原則を解説したのは<sup>(14)</sup>、まさに現在の法解釈学界の関心の潮流を示している。

かつてカール・ルウェリン (Karl N. Llewellyn) は、「コモン・ローの修正制限則 (derogation canon)」【制定法はコモン・ローを毀損することがないように厳格に (strictly) 解釈されるべきである。】と「修正的制定法の寛大解釈則 (remedial statutes canon)」【コモン・ローを修正して救済手段を提供する修正的制定法は寛大に (liberally) 解釈されなければならない。】のように、28 件の相互に矛盾する解釈原則のリストをペア配置して見せることで<sup>(15)</sup>、制定法解釈が形式的ルールの機械的適用の結果ではなく、裁判官が操作可能な創造的活動であることを喝破し、解釈の唯一性、及びそれに付随して解釈原則の中立性を否定した<sup>(16)</sup>。

(14) William N. Eskridge Jr., *Interpreting Law: A Primer on How To Read Statutes and The Constitution* (Foundation Press, 2016).

(15) Karl Llewellyn, *Remarks on the Theory of Appellate Decision and the Rules or Canons About How Statutes Are To Be Construed*, 3 Vand. L. Rev. 395 (1950), at 401. 翻訳及び解説として、ルウェリン「上級審判決の理論および制定法解釈のルール、あるいは規準について」前掲註 (9) がある。

(16) 「…制定法解釈の領域においてもまた、『読み方』に関する『正しく』そして確立した複数のルールが存在する。それらのルールは満足すべきさまざまな方向に導くのである (ルウェリン・前掲註 (9) 37 頁)。」Llewellyn, *supra* note 15, at 399. 「ルウェリンは、このようなルールの確定・解釈の過程にみられる自由裁量の余地の広さを根拠に、『ルールがケースを決定する』という教義が現実の裁判過程を説明するものではないこと、裁判官は…日常的に選択的・創造的活動を行なっていることを論証しようとした。」守屋明「カール・ルウェリンの法理論 (1)」法学論叢 105 巻 3 号 (1979 年) 55 頁参照。

もっとも、ルウェリンの提示した解釈原則は典拠不明であり、また真に相互矛盾なのかといった批判がある。Antonin Scalia, *A Matter of Interpretation: Federal Courts and the Law* (Princeton University Press, 1997), at 26-27; William N. Eskridge, Jr., *Norms, Empiricism, and Canons in Statutory Interpretation*, 66 U. Chi. L. Rev. 671 (1999), at 679; Scalia & Garner, *supra* note 13, at 59-60.

そして1950年代のリーガル・リアリズム学説は、法学方法論として解釈原則に懐疑の目を向け、また後継のリーガル・プロセス理論は法目的を重視する解釈方法に関心を寄せたため、解釈原則の理論化が図られる素地に乏しかった。

しかし1980年代になると、テクスチュアリズムの勃興による制定法解釈論争の高まりを受け、解釈原則についても再評価が行われるようになった<sup>(17)</sup>。

また同時期、解釈原則の有用性にはテクスチュアリズムのみならずプラグマティズムも注目していた。例えばサンステーン (Cass R. Sunstein) は、解釈原則は単に①条文解釈者の法文理解を補助するだけでなく、②解釈者に立法者の解釈指針や選好を伝える、③立法過程での熟議や政治的答責性を実現させて立法の質を高める、④憲法や何らかの政策判断に由来する実体的価値を保護する機能を果たすことを指摘した<sup>(18)</sup>。またエスクリッジとフリッキー (Philip P. Frickey) は、①解釈原則は (ルウェリンの主張に反して) 制定法解釈の予測可能性を高める点で「法の支配」の価値に奉仕する、②立法者が司法過程における法文表現の解釈のされ方を予測できるようになる、③裁判所も特定の法的論点について自らの選好の強弱を立法者に伝え得る、という制度的調整機能 (institutional coordination functions) があることを指摘した<sup>(19)</sup>。サンステーンの見解については、我が国でも紹介分析がなされてきたところであるが<sup>(20)</sup>、いずれの論者も、統治ガバナンスの改善のために解釈原則の有用性を指摘していた点が注目される。

---

(17) 1991年には解釈原則に関するシンポジウムが実施されているが、そこでは、行政国家の進展の中で、裁判官に専門性を付与する点に解釈原則の有用性がある点が指摘されている。Symposium, *A Reevaluation of the Canons of Statutory Interpretation*, 45 Vand. L. Rev. 529 (1992), at 530 (Joseph H. Bates).

(18) Cass R. Sunstein, *Interpreting Statutes in the Regulatory State*, 103 Harv. L. Rev. 407 (1989), at 454-460.

(19) William N. Eskridge, Jr. & Philip P. Frickey, *The Supreme Court, 1993 Term Foreword: Law as Equilibrium*, 108 Harv. L. Rev. 26 (1994), at 66-69.

近年では、解釈原則論の関心は実証研究に向かっている。前述した裁判官の利用実態に加え、解釈原則に対する立法者の認識<sup>(21)</sup>、行政機関の認識<sup>(22)</sup>、法の適用を受ける普通の人々 (ordinary people) の認識を実証研究するものなどが現れており<sup>(23)</sup>、そこから、例えば解釈原則に対する立法者 - 裁判官間での認識の差異を可視化する比較実証研究も展開されている。そうした研究では、ルウェリンのテーゼの前提のみならず、上記 90 年代の議論の再検討も試みられている。

更にまた解釈原則研究は、個別解釈原則の公式化を目指すものがある。その中には、行政法学からも興味のある解釈原則論も登場している<sup>(24)</sup>。

---

(20) 本多滝夫「サンスタイン『規制国家における制定法の解釈』」愛知教育大学社会科学論集 30 号 (1990 年)、大沢秀介『アメリカの政治と憲法』(芦書房, 1992 年) 164 ~ 215 頁参照。

(21) Abbe R. Gluck & Lisa Schultz Bressman, *Statutory Interpretation From the Inside—An Empirical Study of Congressional Drafting, Delegation, and the Canons: Part I*, 65 Stan. L. Rev. 901 (2013).

(22) Christopher J. Walker, *Inside Agency Statutory Interpretation*, 67 Stan. L. Rev. 999 (2015), at 1020-1034.

(23) Kevin Tobia, Brian G. Slocum & Victoria Nourse, *Statutory Interpretation from the Outside*, 122 Colum. L. Rev. 213 (2022).

(24) 例えばスタック (Kevin M. Stack) は、制定法の明文の法目的に即して法解釈すべきとする「法目的解釈原則」を提唱し、法目的に矛盾する解釈を排除することで利益集団の利益ではなくより一般公益に関連づけた解釈が可能となると主張する。Kevin M. Stack, *The Enacted Purposes Canon*, 105 Iowa L. Rev. 283 (2019), at 310-313. なおスタックは、同原則を周辺の条文から整合的に解釈すべきとする点で言語的解釈原則 (制定法全体解釈則の変種) とも、公益促進的な解釈が望ましいとの実体的価値判断に立つ点で実体的解釈原則からも根拠付け得るとする。Id. at 317-18. これに対しショーブ (Jarrod Shobe) は、同原則を制定法全体解釈則と捉える。Jarrod Shobe, *Enacted Legislative Findings and Purposes*, 86 U. Chi. L. Rev. 669 (2019), at 712.

またクリシュナクマールは、長期的信用を獲得した行政解釈に対して裁判所は言語的及び実体的解釈原則を駆使して対抗してはならないと説く。Anita S. Krishnakumar, *Longstanding Agency Interpretations*, 83 Fordham L. Rev. 1823 (2015), at 1866.

第三に、上記の実務・研究動向を受けて、ロー・スクールの初年次教育においても解釈原則論に対する講学の傾向が、リーガル・プロセス教育の退潮と入れ替わり顕著であることが指摘されている点である<sup>(25)</sup>。

スカリアの『法を読む』はロー・スクールの法解釈学徒のための使用も企図され<sup>(26)</sup>、エスクリッジの『法を解釈する』は、副題に入門書とあるように、まさにそのような性格を有している。

そして、そのような法学教育を(1980年代以降に)受けた世代の裁判官ほど、旧世代(リーガル・プロセス世代)の裁判官と比べ解釈原則を利用する傾向があることが指摘され<sup>(27)</sup>、また新たな法学教育は立法実務にも影響しているとされる<sup>(28)</sup>。

第四に、解釈原則研究はアメリカ行政法の基礎研究においても意義が認められる点である。

例えば、解釈原則論はシェブロン法理の法的性格を検討する際に役立つ<sup>(29)</sup>。シェブロン法理の法的性格については、①司法判断を基礎付ける法準則(rule of decision)、②APAの審査基準(standard of review)、③解釈原則に整理できる<sup>(30)</sup>。行政法学では、シェブロン法理を解釈原則と整理する立場と<sup>(31)</sup>、これ

---

(25) John F. Manning & Matthew Stephenson, *Legislation & Regulation and Reform of the First Year*, 65 J. Legal Educ. 45 (2015), at 59-60, 66-67.

(26) Scalia & Garner, *supra* note 13, at 7-9.

(27) Gluck & Posner, *supra* note 6, at 1302, 1311-1312, 1330-1331.

(28) Jarrod Shobe, *Intertemporal Statutory Interpretation and the Evolution of Legislative Drafting*, 114 Colum. L. Rev. 807 (2014), at 831.

(29) *Chevron U.S.A. Inc. v. Nat. Res. Def. Council, Inc.*, 467 U.S. 837 (1984). 同判決の審査方法論を分析するものとして、福永実「アメリカにおける制定法解釈と立法資料(7)」*広島法学* 41 卷1号(2017年)参照。

(30) Kristin E. Hickman & R. David Hahn, *Categorizing Chevron*, 81 Ohio St. L.J. 611 (2020). 同論文は、結論としてシェブロン法理の法的性格を②審査基準に整理している。

(31) 「法文に曖昧さがある場合、制定法は関係行政機関がそこに捉えた意味を意味する。」*Cass R. Sunstein, Nondelegation Canons*, 67 U. Chi. L. Rev. 315 (2000), at 329.

に消極的な見解がある<sup>(32)</sup>。この問題は、特にシェブロン法理の将来の撤廃可能性に関係する。理論的に言えば、解釈原則は裁判官が法的判断にあたって用いる経験則 (rules of thumb) に過ぎず、それ自体に法的拘束力及び先例拘束性はないと考えられているため<sup>(33)</sup>、シェブロン法理を解釈原則と考えるとその撤廃は原理的に可能である。法解釈学説では、一般にシェブロン法理を解釈原則の一種として整理する傾向が強い。もっとも、解釈原則とはいえ解釈の結論を誘導する「影響力の強さ」については、評価が分かれている<sup>(34)</sup>。

本稿は、以上の視点のうち、特に第二の研究動向を整理・検討するものである。

(3) 解釈原則は、我が国の公法学においてさほど関心は寄せられず、時折、個別の議論が散見されるにとどまる<sup>(35)</sup>。

前述の通り、解釈原則自体に法的拘束力も先例拘束性もない。裁判官は一定の解釈の結論に到達した後に、その見栄えをよくする (window dressing) た

(32) Thomas W. Merrill & Kristin E. Hickman, *Chevron's Domain*, 89 Geo. L.J. 833 (2001), at 868-870.

(33) Scalia & Garner, *supra* note 13, at 51, 59.

(34) 例えばグラック (Abbe R. Gluck) は、シェブロン法理を解釈原則と位置付けつつも、先例拘束的性格も認められる一種の「原理」と位置付けている。Abbe R. Gluck, *What 30 Years of Chevron Teaches Us About the Rest of Statutory Interpretation*, 83 Fordham L. Rev. 607 (2014), at 612-617; Abbe R. Gluck, *The States as Laboratories of Statutory Interpretation Methodological Consensus and the New Modified Textualism*, 119 Yale L.J. 1750 (2010), at 1817.

これに対しエスクリッジらは、連邦最高裁裁判官によるシェブロン法理の適用態様に関する実証研究から、シェブロン法理は数ある解釈要素の中の一つとして扱われており、その法的性格は先例法理ではなく解釈原則 (明確な言明原則) に近いと評価している。Connor N. Raso & William N. Eskridge, Jr., *Chevron as a Canon, Not a Precedent: An Empirical Study of What Motivates Justices in Agency Deference Cases*, 110 Colum. L. Rev. 1727 (2010), at 1734-35, 1765-66.

後述 1.2.3 (イ) も参照。

めに解釈原則を事後的に用いるに過ぎないのだとすれば、リーガル・リアリズムがそうしたように、解釈原則に着目する必要は無い、との見方も成り立つ。

しかし、解釈原則は解釈者の法解釈の思考過程に全く影響を与えないかと言えば、必ずしもそうとは言えない。我が国でも、裁判例の蓄積により解釈原則が強い影響力を持つ個別法分野もある<sup>(35)</sup>。また後述する「関連法の解釈原則」に類する方法は、我が国でも抗告訴訟の原告適格の判断等において利用され<sup>(37)</sup>、また所定の権利利益を侵害する場合に法律上当該活動の根拠付けの明示を求める解釈原則（明確な言明原則）が時に裁判所の行政法解釈で見受けられるように<sup>(38)</sup>、解釈原則は潜在的には公法解釈において重要な機能を果たしている。

他方で、解釈原則はその理論的諸問題が必ずしも整理されることなく、公法解釈において用いられてきた形跡がないではない。本稿はアメリカ法解釈学の基礎概念である解釈原則に関わる諸議論を整理し、その基礎理論の素描

---

(35) 例えば、租税法規に疑義がある場合、刑法解釈の場合と同じく、人民に不利な解釈がされてはならないか議論が見られた。賛成の立場として渡辺洋三「法治主義と行政権」『現代国家と行政権』（東京大学出版会、1972年）（初出1958年）63～64頁、65頁注（4）、反対の立場として田中二郎『行政法総論』（有斐閣、1957年）182頁参照。近年では、最判平成26年7月18日民集68巻6号575頁が、不利益処分要件解釈に関し厳格解釈の原則を示唆する。

(36) 福永実「被爆者援護法の解釈と国家補償」広島法科大学院論集12号（2016年）262～264頁。

(37) 大橋洋一「行政事件訴訟法制の整備」行政法研究30号（2019年）122～123頁は、行政事件訴訟法9条2項の関連法規参照規定に関して、個別法の規律水準の不十分性、法律間での規律水準格差を鑑みると「関連条文を参照した係争条文の補充作業は法律解釈において不可欠」であり、このような「解釈方法論は、行政法一般理論としての普遍性を獲得することが期待される」と述べる。

(38) 例えば最判平成22年6月3日民集64巻4号1010頁（名古屋冷凍庫事件）、最判平成25年1月11日民集67巻1号1頁（医薬品ネット販売禁止事件）。わが国の公法解釈における「明確な言明原則」の徴表を紹介したものとして、福永実「行政法解釈と立法者意思」広島法学38巻1号（2014年）126～129頁参照。

を試みる<sup>(39)</sup>。その過程で、副次的に、制定法解釈方法論における忠実な代理人理論 (faithful-agent theory) の影響力の強さも示されるだろう。

(4) さて解釈原則を取り上げるにしても、問題は何が「解釈原則」かという問題がある。「寛大な刑罰の原則」のように古典的な解釈原則もあれば、後述する「連邦主義の解釈原則」のように 1980 年代以降に語られるようになったものもある。最高裁裁判官が個別の執筆意見において何らかの推定則に言及する場合があるとしても<sup>(40)</sup>、それが直ちに「解釈原則」として通用する訳ではない。同様に、学説が取り上げる「個別解釈原則」の中には最高裁裁判官の意見の一部の推論過程を定式化する場合も多く、何をどこまで取り上げるべきか一概には言えない。

またエスクリッジのように、立法資料や先例拘束性、行政解釈の尊重法理などもレトリックとして解釈原則として説明する論者もいる<sup>(41)</sup>。しかし、解釈原則は条文の意味の推定の方法であるの対し、立法資料や先例、行政解釈は立法者その他の統治機関が法文を具体的にどう評価したかの「証拠資料」であり、法的性格を異にする点に留意すべきである。これらを対等に扱えば、

(39) 筆者は、租税法令解釈に関わる最高裁判決 (最判平成 28 年 12 月 19 日民集 70 卷 8 号 2177 頁) について、解釈原則に着目して拙い分析を試みたことがある。拙稿「判批」民商法雑誌 153 卷 5 号 (2017 年) 参照。同最判については、租税法解釈方法論の整理も含めて、佐藤英明「判批」判時 2365 号 (2018 年) 参照。

(40) 例えば、「吠えなかった犬の解釈原則 (“dog that did not bark” canon) 【連邦議会が新法制定時あるいは法改正時に既存の法秩序を変更する解釈の採用を立法資料に言及していないならば、そのような解釈の変更は意図されていないと推定する。】は、シャーロック・ホームズの「白銀号 (Silver Blaze) 事件」の推理話に由来し、1980 年代以降、最高裁裁判官が意見で述べることもある。See Anita S. Krishnakumar, *The Sherlock Holmes Canon*, 84 Geo. Wash. L. Rev. 1 (2016).

(41) William N. Eskridge, Jr., *The New Textualism and Normative Canons*, 113 Colum. L. Rev. 531 (2013), at 541-543; Eskridge, *supra* note 14, at 23-31; Eskridge & Frickey, *supra* note 19, at 99-101.

解釈原則の法的拘束性の発生という問題も生じさせよう<sup>(42)</sup>。

クリシュナクマールとノース (Victoria F. Nourse) は、解釈原則の成立条件として、それが法的共同体の中での「確立した慣例 (established convention)」であることを要するとし、またその指標として、①合衆国連邦最高裁において当該原則が援用されてきた頻度・規則性・一貫性、②当該原則の存続期間の程度、③当該原則の正当性 (とりわけ法律家集団内における慣行成立の程度)、④最高裁が当該原則を一般的に適用可能な原則であると明確に宣言したかどうか、を挙げている<sup>(43)</sup>。マニング (John F. Manning) が解釈原則の正当性の要素として、長期間にわたるその受容の程度、社会的意味の決定要素としての正確性と予測可能性、憲法構造との一貫性を挙げるのも類似するところがある<sup>(44)</sup>。

以下では、まず解釈原則とは何かにつき、言語的解釈原則と実体的解釈原則に分けて概観しつつ、上記①についての実証分析を紹介する (1)。次に、上記③についての基礎理論を概観の上で (2)、言語的解釈原則 (3) と実体的解釈原則 (4) に分けてその理論的正当性を検討し、若干の整理・検討を行って結びとする (5)<sup>(45)</sup>。なお、取り上げる解釈原則は、クリシュナクマールとノース、マニングの考えに従い、解釈原則の名の付くものを網羅的に取り上げることはせず、ある程度の評価を得て一般に議論の対象とされているものに限定する<sup>(46)</sup>。

---

(42) Anita S. Krishnakumar & Victoria F. Nourse, *The Canon Wars*, 97 Tex. L. Rev. 163 (2018), at 169, 172-174.

(43) *Id.* at 181-190.

(44) John F. Manning, *Continuity and the Legislative Design*, 79 Notre Dame L. Rev. 1863 (2004), at 1880-1881.

(45) 解釈原則は、裁判官が利用するものとは別に、立法者が条文化することがある (「立法化された解釈原則 (enacted rules of statutory interpretation)」) が、本稿では検討しない。立法化された解釈原則が司法解釈をどの程度拘束し得るかについては議論がある。例えば Scalia & Garner, *supra* note 13, at 43 は否定的である。

原告適格の解釈の手順を規定する行政事件訴訟法 9 条 2 項の法定について、藤田宙靖『行政法総論 (新版) (下)』(青林書院, 2020 年) 84 頁註 2 参照。

## 1 解釈原則の概観と整理

一般に解釈原則は、言語的解釈原則 (linguistic / language canon) と、実体的解釈原則 (substantive canon) に区別される<sup>(47)</sup>。

ちなみに、ルウェリンの 28 件の解釈原則ペアリストはほとんどが言語的解釈原則についてであり、実体的解釈原則については、「寛大な刑罰の原則」や「明確な言明原則」など現在中心的に議論されている実体的解釈原則が掲載されている訳ではない。

以下、この区別に沿って解釈原則を概観する<sup>(48)</sup>。

### 1.1 言語的解釈原則

#### 1.1.1 基本原則

言語的解釈原則とは、テキストを所定の言語 (学) 的・文法的ルールに則

(46) 解釈原則のリスト (本文とは異なる分類を含む) として、See William N. Eskridge, Jr., Philip P. Frickey & Elizabeth Garrett, *Legislation and Statutory Interpretation* (Foundation Press, 2d ed. 2006), at 389-97; Sunstein, *supra* note 18, at 506-508. 邦語文献では田中英夫『英米法総論 (下)』(東京大学出版会, 1980 年) 503 ~ 504, 506 ~ 507 頁, 望月礼二郎『英米法 (新版)』前掲註 (9) 119 ~ 122 頁参照。

(47) ほかに前者について語義的解釈原則 (semantic canon), 文言的解釈原則 (textual canon), 記述的解釈原則 (descriptive canon), 後者について規範的解釈原則 (normative canon), 政策的解釈原則 (policy canon) といった用法も用いられる。また第三のカテゴリとしてエスクリッジは外部的解釈原則 (extrinsic canon) を設定するが, 前述の通り議論がある。他方でシャピロ (David L. Shapiro) は, 解釈原則の本質は変化促進ではなく原状維持機能にあるとし, 言語的解釈原則と実体的解釈原則の区別を相対的に捉える。Shapiro, *supra* note 9, at 925.

(48) その他の分類の考え方として, 例えば, その由来 (司法部, 議会, 憲法) の相違を区別標準とすることが考えられる。この分類では, 当該解釈原則の修正権限を誰が持つか, 裁判官の解釈方法自体に先例拘束性はあるかの考察に役立つとされる。Gluck & Posner, *supra* note 6, at 1328.

り解釈する語法的原則を言う。

更に言語的解釈原則は、一般に、後述の文法的解釈原則 (grammatical canon) と構造的解釈原則 (structural canon) に区別される。

法文解釈の最も基本的な解釈原則は、

- 通常の意味の原則 (ordinary meaning rule) 【文言は、それが専門的意味を持つと考えられる場合を除いて、その通常の意味で理解されるべきである<sup>(49)</sup>。】である。そして、「通常の意味」を推定する補助原則として、文法的解釈原則と構造的解釈原則がある<sup>(50)</sup>。

この「通常の意味の原則」と区別すべきものとして、

- 明白な意味の原則 (plain meaning rule) 【法文の意味が明白であるならばその意味通りに解釈すべきであり、他の解釈原則や立法資料など明白な意味以外の解釈素材を用いて解釈してはならない<sup>(51)</sup>。】

がある。「明白な意味」と「通常の意味」を互換的に用いる用法 (「法文はその明白な意味に沿って理解されるべき」) もあるが、意味の明白性は法的評価を経て決定される点で、両者は区別される<sup>(52)</sup>。

---

(49) Scalia & Garner, *supra* note 13, at 69; Eskridge, *supra* note 14, at 34.

(50) 個々の言語的解釈原則を「通常の意味の原則 (準則)」の補助原則と捉える見方として、Eskridge, *supra* note 14, at 56, 87-88, 94, 103.

(51) Scalia & Garner, *supra* note 13, at 436.

(52) 明白な意味 (の原則) は文献上、多義的に用いられている。同概念の整理も含め、「通常の意味 (の原則)」と「明白な意味 (の原則)」の区別について、See Brian G. Slocum, *Ordinary Meaning: A Theory of the Most Fundamental Principle of Legal Interpretation* (The University of Chicago Press, 2015), at 23-25; Victoria F. Nourse, *Two Kinds of Plain Meaning*, 76 *Brook. L. Rev.* 997 (2011).

一般に、明白な意味の原則は言語的解釈原則に整理されている。Shapiro, *supra* note 9, at 931-934; Eskridge & Frickey, *supra* note 19, at 97. しかし他の言語的解釈原則と異なり、明白な意味の原則の規範内容は法文の意味の確定後の証拠ルールに関わる。William Baude & Ryan D. Doerfler, *The (Not So) Plain Meaning Rule*, 84 *U. Chi. L. Rev.* 539 (2017), at 555-556 は、明白な意味の原則を実体的解釈原則に分類し得る「不文の解釈法」と位置付ける余地を指摘する。

- 不合理な解釈の禁則 (rule against absurdity) 【解釈が不合理な帰結となる場合、当該条文は無視するか誤りとして裁判所により修正されなければならない<sup>(53)</sup>。】

は、「明白な意味の原則」の例外則であるが<sup>54</sup>、「通常の意味の原則」のための補助原則（構造的解釈原則）とも考えられる<sup>(54)</sup>。

### 1.1.2 文法的解釈原則

文法的解釈原則とは、英文を読解する際に使用する通常の英語文法に関する原則をいう。例えば shall は義務、may は可能／許容の助動詞、and は連結的接続詞、or は離接的接続詞として使用する<sup>(55)</sup>。ほかに、

- 直前の先行語句の原則 (last antecedent canon) 【制定法の意味を限定する用語（代名詞、関係代名詞、指示詞、修飾語句など）は、原則としてその用語の直前の用語にのみ適用される<sup>(56)</sup>。】

がある。

### 1.1.3 構造的解釈原則

---

(53) Scalia & Garner, *supra* note 13, at 234; Eskridge, *supra* note 14, at 69-73. 同原則の展開例として、清水晶紀「有限な行政リソースの下での行政法の実現（下・完）」行政社会論集 29 卷 1 号 (2016 年) 4～7 頁参照。我が国の行政法解釈での適用例として、福永実「セルフスタンド特例適用願い不許可事件」法学教室 447 号 (2017 年) 42 頁参照。

(54) スカリアとエスクリッジの体系書で示されるように、「不合理な解釈の禁則」は、一般に「明白な意味の原則」とセットで文法的解釈原則に分類されている。但し、「明白な意味の原則」と同じく、一種の規範的内容が含まれると考えれば実体的解釈原則であると評価することもできる。See e.g., Brett M. Kavanaugh, *Fixing Statutory Interpretation*, 129 Harv. L. Rev. 2118 (2016), at 2144; Mendelson, *supra* note 12, at 92. マニングは、テクスチュアリズムの見地から「不合理な解釈の禁則」は不要との立場を取る。John F. Manning, *The Absurdity Doctrine*, 116 Harv. L. Rev. 2387 (2003).

(55) Scalia & Garner, *supra* note 13, at 112, 116; Eskridge, *supra* note 14, at 63-67.

(56) Scalia & Garner, *supra* note 13, at 144; Eskridge, *supra* note 14, at 67-68.

以上に対し、ある法文と別の法文との構造的関係性に着目することで法文の「通常の意味」を推定する解釈原則がある。例えば、

- 否定的意味の原則 (negative-implication canon) (Expressio/Inclusio unius est exclusio alterius) 【ある事柄 (行為形式, 態様, 人, 物) の明記 (又は除外) は, その他の事柄の意図的排除 (又は例外からの排除) を意味する<sup>(57)</sup>。】
- 関連用語の原則 (noscitur a sociis) 【リスト内の用語は, リスト内に列挙された他の用語と同じ特徴を共有するように解釈しなければならない<sup>(58)</sup>。】
- 同類解釈則 (ejusdem generis, residual clause canon) 【リスト内の一般的概括的用语は, リスト内に列挙された他の用語の特徴を共有するように解釈しなければならない<sup>(59)</sup>。】
- 法文全体解釈則 (whole text canon) 【法文はその構造や制定法の他の節との論理的関係から解釈すべきである<sup>(60)</sup>。】

この法文全体解釈則からは以下の亜種が派生する。

- 制定法全体解釈則 (whole act canon) 又は一貫的語法の推定 (presumption of consistent usage) 【用語 A は, 制定法を通じて同一の意味で用いられていると推定する<sup>(61)</sup>。】

更に, 制定法全体解釈則 (一貫的語法の推定) から次の原則が派生する<sup>(62)</sup>。

---

(57) Scalia & Garner, *supra* note 13, at 107; Eskridge, *supra* note 14, at 78-81.

(58) Scalia & Garner, *supra* note 13, at 195; Eskridge, *supra* note 14, at 76-78.

(59) Scalia & Garner, *supra* note 13, at 199; Eskridge, *supra* note 14, at 77-78.

(60) Scalia & Garner, *supra* note 13, at 167.

(61) *Id.* at 170; Eskridge, *supra* note 14, at 108-109.

なお, whole act canon は「一貫的語法」だけでなく「法文全体解釈則」のニュアンスでも使用されることがあり注意する必要がある。See e.g., Eskridge, *supra* note 14, at 102.

(62) Anita S. Krishnakumar, *Statutory Interpretation in the Roberts Court's First Era: An Empirical and Doctrinal Analysis*, 62 *Hastings L.J.* 221 (2010), at 243; Ethan J. Leib & James J. Brudney, *The Belt-and-Suspenders Canon*, 105 *Iowa L. Rev.* 735 (2020), at 739, n9.

- 用語変化の有意性の推定 (meaningful variation canon) 【異なる用語 A と B は、制定法を通じて異なる意味を持つものと推定される<sup>(63)</sup>。】
- 無意味な解釈の禁則 (anti-surplusage (redundancy) canon) 【複数の用語 A と B は、法文上、類義語として列挙されているように見えても、それぞれ独自の意味をもつものと解釈しなければならない<sup>(64)</sup>。】

この無意味な解釈の禁則に類似するが区別されるものとして次の原則がある。

- 調和的読解則 (harmonious-reading canon) 【条文 (個々の節) は、相互に矛盾が生じないように解釈しなければならない<sup>(65)</sup>。】

次の解釈原則は「法文全体解釈則」や「制定法全体解釈則」に類似するが、合衆国法律集 (United States Code) との外部的一貫性を目指す点で区別される<sup>(66)</sup>。

- 法典全体解釈則 (whole code canon) 【合衆国法律集に成文化された制定法同士では、同一用語は相互に同一の意味で用いられている (また異なる用語・用法は異なる意味を持つもの) と推定する<sup>(67)</sup>。】

法典全体解釈則は、①一貫的語法の推定【用語 A は、別の制定法でも同一の意味で用いられていると推定する。】、②用語変化の有意性の推定【類似の制定法間で異なる用語 A と B が採用されている場合、それぞれ異なる意味を持つものと推定される<sup>(68)</sup>。】以外にも、③無意味な解釈の禁則【ある解釈を採用すると別の制定法の法文が無意味となる場合に当該解釈は避けなければな

(63) Eskridge, *supra* note 14, at 109-111.

(64) Scalia & Garner, *supra* note 13, at 174; Eskridge, *supra* note 14, at 112-114.

(65) Scalia & Garner, *supra* note 13, at 180-81.

(66) 一般に法典全体解釈則は言語的解釈原則に分類されるが (See e.g., Mendelson, *supra* note 12, at 91; Gluck & Bressman, *supra* note 21, at 930), その定義から第三の「外部的解釈原則」に整理する見解もある。Eskridge & Frickey, *supra* note 19, at 100. また後述の「関連法の解釈原則」を実体的解釈原則に整理する見解もあることから、法典全体解釈則についても同様の整理をする余地がある。

(67) Scalia & Garner, *supra* note 13, at 172; Eskridge, *supra* note 14, at 118.

(68) 我が国の行政法解釈でも「他の法律との整合性」はしばしば言及される。福永実「被爆者援護法の解釈と国家補償」前掲註 (36) 272 頁, 註 47 参照。

らない。】、④調和的読解則【関連性はあるが性質の異なる制定法（例えば連邦法－州法）間の規定が相互に矛盾する場合に両者を調和的に解釈する。】、⑤借用法律の原則（*borrowed statute rule*）【他の法律を借用して制定された法の解釈は、被借用法で確立された解釈を用いなければならない<sup>(69)</sup>。】、などの形態としても出現する<sup>(70)</sup>。

また法典全体解釈則も、法文全体解釈則と同じく、法文の意味は法体系全体と整合的となるように理解すべきである、という文脈で語られることがある。

法典全体解釈則の亜種として、

- 関連法の解釈原則（同一事項解釈則）（*related-statutes canon*）【同一分野を構成する制定法（*statutes in pari materia*）は、年代が違っても一つの法のように相互に参照して解釈されなければならない<sup>(71)</sup>。】

がある<sup>(72)</sup>。「法典全体解釈則」が制定法間の主題及び制定時期の共通性を問うことなく「法文表現」の異同を分析するのに対し、「関連法の解釈原則」は「主題」的共通性を重視する<sup>(73)</sup>。

#### 1.1.4 言語的解釈原則の実証研究

以下、合衆国最高裁における言語的解釈原則の利用に関わる実証研究を示す<sup>(74)</sup>。

労働法（*workplace law*）に特化した実証研究であるが、ブラッドニー（James J. Brudney）とデイツリア（Corey Ditslear）の実証研究によれば、言語的解釈

---

(69) 比較対象となる法文は、借用法律以外にも、模範法（*modeled statute*）、参照による組込み（*incorporation by reference*）元の制定法における法文でも使われる。

(70) Krishnakumar, *supra* note 5, at 109-110.

(71) Scalia & Garner, *supra* note 13, at 252; Eskridge, *supra* note 14, at 121-124.

(72) 但し関連法の解釈原則を実体的解釈原則に整理する見解（Eskridge & Frickey, *supra* note 19, at 105）もある。

(73) クリシュナクマールは、関連法の解釈原則については制定法間の同時代性の要素を重視すべきと主張する。Krishnakumar, *supra* note 5, at 154.

原則の利用はバーガー・コート期(1969年から1985年まで)は12%であったのに対し、レンキスト・コート期(1986年から2002年まで)は23.4%であり、使用率が約2倍に上昇している<sup>(75)</sup>。

次にメンデルソンの実証研究(前述)によれば、ロバーツ・コートでは、制定法解釈の事案において少なくとも一つの言語的解釈原則を(それを適用したかとは別に)考慮したのは法廷意見が55.9%(解釈を是認するために適用されたのが45.7%)、全ての意見を含めて48.2%(39.5%)である<sup>(76)</sup>。

またメンデルソンが整理した32個の解釈原則のうち、ロバーツ・コートの裁判官達が最もよく利用する言語的解釈原則は(下記丸番号は利用頻度の順位を示す)<sup>(77)</sup>、①否定的意味の原則(18.6%、実際に解釈の結論に利用された承認率は75%)、②制定法全体解釈則(15.2%、76%)、③無意味な解釈の禁則(13.2%、70%)、⑤調和的読解則(11.8%、75%)、⑥法典全体解釈則(11.5%、75%)である。法分野を問わず広く一般的に適用し得る解釈原則は、高い頻度で参照されていると言える。

但し、以上は全て構造的解釈原則であり、文法的解釈原則については承認率は高いもののあまり利用されていないことに注意を要する。例えば、⑮May / Shall原則(2.9%、85%)、⑳And / Or原則(1.1%、90%)、㉕直前の先行語句の原則(1.0%、56%)である。

(74) 但し、最高裁レベルで使用頻度が低いからと言って偶然その解釈原則が利用される事案でなかっただけかもしれない、また当然のことながら全ての制定法解釈事案が最高裁にまで上る訳ではないから、数字の多寡には注意する必要がある。また上述の通り、論者の判例分析において取り上げる解釈原則(とその分類)は必ずしも同一ではない。See Anita S. Krishnakumar, *Reconsidering Substantive Canons*, 84 U. Chi. L. Rev. 825 (2017), at 884-85; Mendelson, *supra* note 12, at 96-97.

(75) Brudney & Ditslear, *supra* note 11, at 29-30, 32-34, & Table 1. バーガー・コート期の判例(350件)と、レンキスト・コート期の判例(282件)を調査したものの。

(76) Mendelson, *supra* note 12, at 99, 141 & Appendix Table 2.

(77) *Id.* at 101-102, 140 & Appendix Table 1.

また同じくロバーツ・コートを対象とするクリシュナクマールの実証研究によれば、「法文の明確性（明白性を含む）」を用いたのが41.1%，言語的解釈原則を用いたのは30.2%（その中でも特に制定法全体解釈則が用いられたのは全体の27.0%），法典全体解釈則に言及したのは20.1%であった。またテクスチャリスト裁判官とパーパスイビスト裁判官との間で上記原則の利用頻度に有意な違いは見られなかった<sup>(78)</sup>。

## 1.2 実体的解釈原則

### 1.2.1 実体的解釈原則の概観

実体的解釈原則とは、憲法やコモン・ローに由来する法的価値、又は個別の実定法分野における政策目的の保護を企図して、裁判所が形成してきた解釈則である<sup>(79)</sup>。

実体的解釈原則の一部は、制定法のエクイティ（衡平）（equity of the statute）とともに建国期にイギリスから継受したものである。制定法のエクイティは19世紀中期頃には影響力を失ったが、実体的解釈原則は現在でも形態を変え残存している<sup>(80)</sup>。

言語的解釈原則が法文の曖昧性（ambiguity）の有無を明らかにするのに対し<sup>(81)</sup>，実体的解釈原則は、法文の意味が曖昧な場合に特定の結論を導く推定

---

(78) Anita S. Krishnakumar, *Backdoor Purposivism*, 69 Duke L.J. 1275 (2020), at 1297-1298, & Table1. 同論文を紹介するものとして、福永実「制定法解釈方法論のための方法」前掲註(5)参照。

(79) 実体的解釈原則の定義に司法政策の反映を挙げるのが通例だが、Eskridge, *supra* note 14, at 343 は行政部の政策反映も掲記しているのが注目される。

(80) 実体的解釈原則の展開史を簡潔に示すものとして、Amy Coney Barrett, *Substantive Canons and Faithful Agency*, 90 B.U. L. Rev. 109 (2010), at 128-154.

(81) 曖昧性は、ある用語の意味について一つ以上の選択肢から選択できる状態を指し、用語の適用の可否が不明確な漠然性（vagueness）概念と区別される。Scalia & Garner, *supra* note 13, at 31-32.

則である<sup>(82)</sup>。実体的解釈原則は、概ね、以下の発現形式を採る<sup>(83)</sup>。

(1) ある法分野を指定して、制定法の法文を拡張／縮小的に解釈するよう裁判官に求める解釈則として、例えば、

- コモン・ローの修正制限則 (common law derogation canon) 【明文がある場合を除き、制定法は既存のコモン・ローを毀損することがないように厳格に (strictly) 抑制的に解釈されなければならない<sup>(84)</sup>。】
- 修正的制定法の寛大解釈則 【コモン・ローを修正して救済手段を提供する修正的制定法 (remedial statute) は寛大に (liberally) 解釈されなければならない。】
- 寛大な刑罰の原則 (rule of lenity) 【曖昧な刑事法規は被告人に有利なように解釈されなければならない<sup>(85)</sup>。】

がある。また、

- 先住民に有利な解釈則 (Native American/Indian canon) 【インディアン部族法の法文に曖昧さがあれば部族に有利なように解釈されなければならない<sup>(86)</sup>。】
- 退役軍人に有利な解釈則 (veterans' benefit canon) 【退役軍人 (veteran) の利益を保護する条文に曖昧さがあれば退役軍人に有利なように解釈されなければならない<sup>(87)</sup>。】

は確立した解釈原則と言えるか評価を待つ必要があるが、ここに挙げる。

(82) Caleb Nelson, *Statutory Interpretation and Decision Theory*, 74 U. Chi. L. Rev. 329 (2007), at 349; Baude & Doerfler, *supra* note 52, at 544; Kavanaugh, *supra* note 54, at 2135-2136.

(83) See William N. Eskridge Jr., James J. Brudney, & Josh Chafetz, *Legislation and Statutory Interpretation* (Foundation Press, 3d ed., 2021), at 275-276; Krishnakumar, *supra* note 74, at 835.

(84) Scalia & Garner, *supra* note 13, at 318; Eskridge, *supra* note 14, at 348-349.

(85) Scalia & Garner, *supra* note 13, at 296; Eskridge, *supra* note 14, at 332. 門田成人「アメリカ合衆国における『刑罰法規厳格解釈の原則』見直し論について (1)」広島法科大学院論集 7 号 (2011 年) 参照。

(86) Mendelson, *supra* note 12, at 94.

(87) *Id.* at 113-114.

(2) 次に立法者の意図を推定する推定則 (presumption) で、法分野に関わりなく適用し得るものとして、

- 制定法の黙示的廃止はないとの推定 (presumption against implied repeal) 【既存法は黙示的に廃止されていないと (特に新法が既存法に関して沈黙している場合に) 推定する<sup>(88)</sup>。】
- 制定法の域外不適用の推定 (presumption against extraterritorial application) 【制定法は域外適用されないと推定する<sup>(89)</sup>。】
- 制定法の不遡及の推定 (presumption against retroactive application) 【制定法は遡及的に適用されないと推定する<sup>(90)</sup>。】
- 黙示的な私的訴権はないとの推定 (presumption against implied right of action) 【制定法が特定の行為を禁止しているだけでは、その行為に対する私的訴権は発生しないと推定する<sup>(91)</sup>。】

がある。

(3) 立法者による明確な反対の意思表示がない限り特定の結論を推定する推定則であり、「明確な言明原則 (clear statement rule)」の性格を強く持つものとして、以下のものがある。

- 連邦主義の解釈原則 (federalism canon) 【連邦制定法の法文が曖昧な場合、州の核心的な主権作用を規制しないように解釈すべきである<sup>(92)</sup>。】

---

(88) Scalia & Garner, *supra* note 13, at 327. 但し法典全体解釈則の一種に分類する考え方もある。Eskridge, *supra* note 14, at 127-131.

(89) Scalia & Garner, *supra* note 13, at 268; Eskridge, *supra* note 14, at 348-353.

(90) Scalia & Garner, *supra* note 13, at 261. 但し構造的解釈原則に分類する考え方もある。Jarrod Shobe, *Congressional Rules of Interpretation*, 63 Wm. & Mary L. Rev. 1997 (2022), at 2029. 我が国行政法学における不遡及解釈原則については、齋藤健一郎「行政法の時に関する効力」行政法研究 43 号 (2022 年) 36 ~ 37 頁参照。

(91) Scalia & Garner, *supra* note 13, at 313. 黙示的私的訴権の成否を判断する制定法解釈の方法を分析するものとして、常岡孝好「黙示的私訴権 (Implied Private Right of Action) の分析枠組序説」明治学院大学法学部二十周年論文集『法と政治の現代的課題』(第一法規, 1987 年) 参照。

- 不専占の推定 (presumption against preemption) 【連邦制定法の法文が曖昧な場合、州法に専占するものと解釈すべきではない (州法を補充すると解すべきである)<sup>(93)</sup>。】
- 免責特権の不放弃の推定 (presumption against waiver of sovereign immunity) 【明文がある場合を除き、連邦及び州政府の主権免責特権は放棄されたものと解釈されてはならない<sup>(94)</sup>。】

用法としては、以上三つを含めて「連邦主義の解釈原則」と呼ぶこともある。ほかに、

- チャーミング・ベツィー原則 (Charming Betsy canon) 【法文が曖昧な場合、アメリカ合衆国の国際上の義務と矛盾抵触が生じるような法解釈を採用してはならない<sup>(95)</sup>。】

(92) Eskridge, *supra* note 14, at 323. 明確な言明原則の観点から連邦主義の判例を分析するものとして小林祐紀「立法府に対する手続的統制の契機」法政論叢 49 卷 2 号 (2013 年) 参照。

なお、わが国の最判平成 25 年 1 月 11 日民集 67 卷 1 号 1 頁 (医薬品ネット販売の権利確認等請求事件) が参照したと考えられるのが、連邦主義の解釈原則に関わる Gregory v. Ashcroft, 501 U.S. 452 (1991) である。岡田幸人「判解」判解民平成 25 年度 37 頁 (註 23) 参照。

(93) Scalia & Garner, *supra* note 13, at 290; Eskridge, *supra* note 14, at 323. 同原則について、高井裕之「アメリカにおける専占法理の近年の動向」立命館法学 393・394 号 (2021 年) (470 頁等) 参照。

(94) Scalia & Garner, *supra* note 13, at 281; Eskridge, *supra* note 14, at 354-356.

(95) Eskridge, *supra* note 14, at 325-327. チャーミング・ベツィー原則の正当性 (根拠付け) を丹念に分析するものとして、山田哲史「国内法の国際法適合的解釈と権力分立」岡山大学法学会雑誌 65 卷 3・4 号 (2016 年) 参照。なお我が国でも最判平成 21 年 10 月 29 日民集 63 卷 8 号 1881 頁は、「租税条約その他の国際約束等によって【国家主権の中核に属する課税権の内容に含まれる】税制を設ける我が国の権能が制約されるのは、当該国際約束におけるその旨の明文規定…が存する場合でなければならない」としつつ、「…条約の趣旨目的…に明らかに反するような合理性を欠く課税制度は、…実質的に…条約に違反するものとして、その効力を問題とする余地がないではない。」と述べる。

- 行政活動の審査可能性の推定 (presumption of reviewability of agency action) 【行政活動に対する司法審査は、それを排除する明確で説得的な立法者意思がない限り、利用可能と推定される<sup>(96)</sup>。】
- 憲法判断 (違憲判断) 回避の原則 (canon of constitutional avoidance) 【複数の解釈があり得る場合に、制定法が違憲となるような解釈、又は深刻な憲法問題を生じさせる解釈は避けなければならない<sup>(97)</sup>。】  
などがある<sup>(98)</sup>。

### 1.2.2 実体的解釈原則の分類

#### (ア) 由来による分類

次に、以上の実体的解釈原則の分類について見てみる。実体的解釈原則は憲法やコモン・ローにおける重要規範、個別規制法分野における政策判断を反映したものである。そこでまず、そのベースとなる背景原理の由来が①憲法か、②コモン・ローか (コモン・ローの修正制限則、免責特権の不放弃の推定など)、③個別法の政策か (先住民に有利な解釈則、退役軍人に有利な解釈則、制定法の黙示的廃止はないとの推定など)、による区別があり得る。

更に①憲法由来の解釈原則についても、どのような憲法的価値の実現に寄与するかを標準とする分類があり得る。例えば権力分立に関するもの (憲法

---

(96) *Abbott Labs. v. Gardner*, 387 U.S. 136 (1967), at 141. *See generally* Nicholas Bagley, *The Puzzling Presumption of Reviewability*, 127 *Harv. L. Rev.* 1285 (2014).

(97) *Scalia & Garner, supra* note 13, at 247-248; *Eskridge, supra* note 14, at 310, 319. ある事件を憲法解釈ではなく制定法上の根拠によって処理できる場合はそうすべきだとのルールも「憲法判断回避の原則」と呼ぶ場合があるが、事件処理基準であり、解釈原則とは区別される。 *Scalia & Garner, supra* note 13, at 251.

(98) 憲法判断 (違憲判断) 回避の原則については我が国でも多くの論考があるが、特にアメリカ法解釈方法論との関係では、小林祐紀「法律制定における立法府に対する明確性の要求」法学政治学論究 97号 (2013年) 278～280頁、日野田浩行「政治部門の責任と司法審査」手島孝先生還暦祝賀論集『公法学の開拓線』(法律文化社、1993年) 参照。

判断回避の原則, チャーミング・ベッツィー原則), 連邦主義に関するもの(連邦主義の解釈原則, 不専占の推定, 免責特権の不放弃の推定), デュー・プロセスに関するもの(寛大な刑罰の原則, 制定法の不遡及の推定則, 不合理な解釈の禁則), などのように<sup>(99)</sup>。

もっとも, 実体的解釈原則の背景にある憲法原理や司法政策は普遍的なものではない。例えば, 寛大な刑罰の原則は実体的デュー・プロセスの原理を原則化したものとされるが<sup>(100)</sup>, 刑事被告人に対する憲法外の「公正の価値」を体现するものとも, 立法部の刑事立法管轄権を保障するものとも言われる。そして, その中の何をどの程度重視するかは「それを見た人次第」などところがある<sup>(101)</sup>。

#### (イ) 影響力による分類

次に, 解釈原則の持つ「影響力」の強さによる分類があり得る<sup>(102)</sup>。

まず, 法文に続き先例, 立法資料, 解釈原則を含めすべての解釈素材の検討を尽くしてもなお, あり得る解釈が複数並存的に残る場合に最後の「タイブレーカー (tiebreaker)」として利用されるものがある。例えば, 寛大な刑罰の原則, コモン・ローの修正制限則, 修正的制定法の寛大解釈則, 黙示的廃止はないとの推定などがそれに当たるとされる。これらは, 解釈原則としての影響力は最も弱い。

次に, 解釈過程の結論を最初から初期設定する推定則がある。しかしそのデフォルト・ルールは, 他の解釈要素(明文や法目的, 立法資料)の説得力

---

(99) エスクリッジは, ①自由主義, ②連邦主義, ③法の支配(継続性), ④標準化, ⑤目的主義による区別を整理している。Esckridge, *supra* note 41, at 552-560.

(100) *Id.* at 575.

(101) Barrett, *supra* note 80, at 119.

(102) William N. Eskridge Jr. et al., *Cases and Materials on Legislation and Regulation; Statutes and The Creation of Public Policy* (West, 6th ed. 2021), at 651; Eskridge, Brudney, & Chafetz, *supra* note 83, at 287-290.

により覆され得る(反証を許す推定 (rebuttable presumption))。例えば、先住民に有利な解釈則などが挙げられる。

第三に、デフォルト・ルールを覆すには立法資料では許されず、制定法における(他の解釈を許容し得ないほど明確な)明文規定を必要とするものがある(明確な言明の原則)。反駁の素材を法文に限り、立法資料などを排除する点で解釈に及ぼす影響力はかなり強い。

第四に、当該解釈問題自体を直接示した上でデフォルト・ルールを覆す旨の法文による明確な言明を要求する推定則を、「格段に明確な言明原則 (super-strong clear statement rule)」という<sup>(103)</sup>。例えば、連邦主義の解釈原則がそれに当たる。解釈上の影響力は最も強いが、その分、より反多数決主義的性格を帯びる<sup>(104)</sup>。

一般に、実体的解釈原則の大部分は「タイ・ブレイカー」又は「反証を許す推定」に位置し、「明確な言明原則」に位置付けられるのは例外である。しかし、上記分類は固定的なものではなく、時代により、あるいは裁判官により、「タイ・ブレイカー」に位置づけられていた解釈原則が「明確な言明原則」として用いられる場合もある<sup>(105)</sup>。例えば、上記のリストのうち、制定法の不遡及の推定則なども明確な言明原則の性格を持つとされる場合もある<sup>(106)</sup>。

### 1.2.3 明確な言明原則と行政法

#### (ア) 明確な言明原則と憲法論

---

(103) William N. Eskridge Jr. & Philip P. Frickey, *Quasi-Constitutional Law Clear Statement Rules as Constitutional Lawmaking*, 45 Vand. L. Rev. 593 (1992), at 611-612. 小林祐紀「法律制定における立法府に対する明確性の要求」前掲註(98) 281～283頁。

(104) Eskridge & Frickey, *supra* note 103, at 637-638.

(105) Nicholas R. Bednar, *The Clear-Statement Chevron Canon*, 66 DePaul L. Rev. 819 (2017), at 837.

(106) John F. Manning, *Clear Statement Rules and the Constitution*, 110 Colum. L. Rev. 399 (2010), at 407; Barrett, *supra* note 80, at 167.

ここで明確な言明原則とは、議会に対し、特別な憲法価値を毀損する政策を立法する場合にその旨の明示を要求する性格を持つ解釈原則をいう<sup>(107)</sup>。「漠然ゆえに無効の法理 (void for vagueness)」のように法文の不明確性が違憲判断を呼び込むのではなく、違憲とまでは言えない立法に対し、所定の価値を侵害する言明の立法負担 (clarity tax) を課す解釈原則である<sup>(108)</sup>。

明確な言明原則を擁護する立場によれば、裁判所は、連邦主義や権力分立といった一般に違憲審査権の行使により直接的保護の図りがたい憲法上の価値について、制定法解釈レベルにおいて保護を図ることができる。明確な言明原則の存在により、立法部は立法に際し所定の価値を侵害するか否か明確にするよう負担が課せられる。しかし、立法部は当該立法権の行使が禁じられる訳ではないから、明確な言明原則による司法介入は反多数決主義的方法 (違憲審査) を採るよりも穏当である<sup>(109)</sup>。またカバノー裁判官は、明確な言明原則は通常の実体的推定則と異なり、法文の曖昧性ではなく立法者の言明の有無により条件発動するものであり、法文の曖昧性の判定について裁判官の一貫した中立的判断が困難であることを踏まえると、基準適用の明確性の点で優れるとしている<sup>(110)</sup>。

これに対しマニングは、立法者に憲法上の要求以上の負担を課す根拠が曖昧だとして、明確な言明原則に懸念を示す。裁判官は合理的人々が認識し得る法文の語意の範囲で意味を選択するに過ぎないから、明確な言明原則の活

(107) Manning, *supra* note 106, at 401. 明確な言明原則は、主に憲法に関連付けられる実体的価値の保護に関して議論されている。小林祐紀「法律制定における立法府に対する明確性の要求」前掲註 (98) 277 頁参照。もっとも、言語的解釈原則で保護される価値に関して明確な言明原則の形態は存在し得ないのか、明確に否定的議論がある訳ではない。不合理な解釈の禁則が「格段に明確な言明原則」の性格を帯びる余地を指摘するものとして、See Eskridge, *supra* note 41, at 583.

(108) Manning, *supra* note 106, at 402, 406.

(109) Eskridge & Frickey, *supra* note 103, at 630-631; Manning, *supra* note 106, at 402-403.

(110) Kavanaugh, *supra* note 54, at 2155-2156. カバノー裁判官は、明確な言明原則でない実体的解釈原則は使用しないのも一つの方策であるとする。

用により立法権を篡奪しているとまでは言えないが、連邦主義にせよ反逆求効にせよ、憲法は相矛盾する諸価値を調整の上で特定の憲法価値を、その実現の程度に応じて個別に条文化しているから、解釈者が、個別条文から憲法的価値を抽象的形態で「抜き出す」のは制憲者間の妥協と合意を無視するものである<sup>(111)</sup>。

### (イ) シェブロン法理と「シェブロン解釈原則」

明確な言明原則は法解釈学における主要な論争テーマの一つであるが、行政法学も以下の諸点で関わりを持つことになる。

第一に、シェブロン判決（及びスキッドモア判決<sup>(112)</sup>）による行政解釈尊重の法理が、実体的解釈原則（行政解釈尊重の解釈原則）に位置付けることができるか、という問題に関してである<sup>(113)</sup>。

前述の通り、判例法理を解釈原則に位置付け得るか議論があるが、解釈原則と捉える立場の内部でも、その「影響力」をどう捉え、上記の実体的解釈原則の分類のどれに適合させるかについては議論がある<sup>(114)</sup>。

シェブロン法理は、法的拘束力ある規則を授権する制定法の授権規定が曖昧な場合に規則制定に関わる行政解釈を（それが合理的である限り）尊重する、というものであるが、法文の意味を「伝統的な制定法解釈方法」を踏まえて多面的に吟味し、それでもなお法文の曖昧性が払拭できない場合に限り「立法者は法的拘束力ある行政解釈を行政機関に黙示的に授権しているの

---

(111) Manning, *supra* note 106, at 403-405, 423-427, 434-438.

(112) Skidmore v. Swift & Co., 323 U.S. 134 (1944).

(113) 行政解釈の尊重を実体的解釈原則に整理するものとして、Mendelson, *supra* note 12, at 93; Nelson, *supra* note 82, at 357 n.47; Bednar, *supra* note 105, at 843. 他方で「外部的解釈原則」として整理するものとして、Esckridge, *supra* note 14, at 417; Esckridge & Frickey, *supra* note 19, at 99.

(114) 以下の議論は、シェブロン判決のいわゆる第1段階審査の審査方法論に関わる。福永実「アメリカにおける制定法解釈と立法資料 (7)」前掲註 (29) 参照。

だろう」と推定するものだとすれば、シェブロン解釈原則は「タイ・ブレーカー」の意味しかなく、謙譲の程度は弱い<sup>(115)</sup>。

他方で、「法文の曖昧性」の判定を文理に限定し、立法資料などの参照は排除されるとの方法論を採るべきだとすれば、シェブロン解釈原則は「行政解釈を尊重しないとの明確な言明のない限り、行政解釈は尊重されなければならない」とする「明確な言明原則」の性格を帯びることになり<sup>(116)</sup>、またその実質の正当化は、政策判断については選挙で選ばれていない裁判官よりも大統領の政治的統制下にある行政機関が担う方が民主的答責性を果たす上で望ましい、との憲法上の統治構造観に求められることになる<sup>(117)</sup>。

しかしシェブロン法理又は「シェブロン解釈原則」は、その内容の理解次第で行政機関が自身の権限行使の範囲まで自己決定できることになりかねず、かねて「委任禁止法理 (Nondelegation Doctrine)」の関係で問題が指摘されてきた。

#### (ウ) 委任禁止の解釈原則 (Nondelegation canon)

そこで次に、明確な言明原則と委任禁止法理の関係をめぐる議論について見てみる。

サンステーンによれば、明確な言明原則は、行政機関の制定法解釈の審査に関わる場合は全て「委任禁止の解釈原則 (Nondelegation canon)」として機能する<sup>(118)</sup>。その意味するところは、行政機関が所定の権利利益を損なう活動を行うことを立法府による明示的授権がない限り禁じると同時に、そのような

(115) cf. Hickman & Hahn, *supra* note 30, at 636; Merrill & Hickman, *supra* note 32, at 868-870; Bednar, *supra* note 105, at 868.

(116) Raso & Eskridge, *supra* note 34, at 1765; Eskridge & Frickey, *supra* note 103, at 618; Bednar, *supra* note 105, at 843-849.

(117) Eskridge & Frickey, *supra* note 103, at 618.

(118) Sunstein, *supra* note 31, at 316-317, n5.

活動の是非を決定する権限を民主的議会に留保するものである<sup>(119)</sup>。

サンステイーンは、「委任禁止の解釈原則」として憲法判断回避の原則、不専占の推定、制定法の不遡及推定、制定法の域外不適用推定、免責特権の不放棄推定、寛大な刑罰の原則や先住民に有利な解釈則、退役軍人に有利な解釈則などを例示し、それぞれの解釈原則が所定の問題の是非につき第一次的に議会が民主的に決定することを保障する機能を果たすとする<sup>(120)</sup>。

委任禁止の解釈原則は「明確な言明原則」であるから制定法に対して直接、違憲審査権を行使するものではなく、この点で委任禁止の解釈原則は「委任禁止の法理」の弱点を克服する<sup>(121)</sup>。また委任禁止の解釈原則は民主的制度による事前承認なき行政活動の実施を予防するだけでなく、立法過程の熟慮を促し立法の質を高める。この点で委任禁止の解釈原則は、明確な言明原則としての正当性とは別の正当性が認められる<sup>(122)</sup>。

サンステイーンが明確な言明原則を再評価したのは、「委任許容の解釈原則 (prodelegation canon)」たるシェブロン解釈原則への懸念があった<sup>(123)</sup>。サンステイーンは、委任禁止法理は「委任禁止の解釈原則」に姿を変えて生き続けているとする。

ところで、シェブロン法理と個々の実体的解釈原則のいずれが優先適用されるのか問題となる場合がある<sup>(124)</sup>。シェブロン法理 (シェブロン解釈原則) と個々の実体的解釈原則は、それぞれ「法文が曖昧な場合」の解釈ルールで

---

(119) *Id.* at 316-317.

(120) *Id.* at 331-334. ここでサンステイーンは憲法に由来する価値のみならず、個別法の政策的価値まで「明確な言明原則」で保護されることを許容している。これは、サンステイーンの制定法解釈方法論 (プラグマティズム) を反映したものと思われる。

(121) *Id.* at 335, 341; Eskridge & Frickey, *supra* note 103, at 631.

(122) Sunstein, *supra* note 31, at 340.

(123) *Id.* at 329. 日野田浩行「政治部門の責任と司法審査」前掲註 (98) 148 ~ 150 頁参照。

(124) *See generally* Kenneth A. Bamberger, *Normative Canons in the Review of Administrative Policymaking*, 118 *Yale L.J.* 64 (2008), at 75-84.

あり、またそれぞれ、所定のルール適用について立法者意思を擬制するから、法文が曖昧な場合に行政機関が A 解釈を採用したものの、裁判官が実体的解釈原則の適用により B 解釈を選択し得る場合に、行政解釈は尊重されるのか否かが問題となる。サンステインの立場からは、実体的解釈原則が「明確な言明原則」である限り、その「委任禁止法理」の性格から議会に対し所定の行政活動の是認が求められるから、法文が曖昧な場合は行政解釈の尊重よりも個別のデフォルト・ルール（例えば遡求効の否定）が優先することになる<sup>(125)</sup>。

### (エ) 重要問題の解釈原則 (Major Questions canon)

委任禁止の解釈原則に関して、最近、合衆国最高裁がシェブロン法理と表裏の関係にある「重要問題の法理 (Major Questions Doctrine)<sup>(126)</sup>」の解釈原則化を展開している点が注目される。大気清浄法 (Clean Air Act : CAA) § 111

(d) に基づき環境保護庁 (EPA) が電力会社の発電構成を石炭からよりクリーンなエネルギーに転換させる規則が問題となった *West Virginia v. EPA*, 142 S. Ct. 2587 (2022) において、法廷意見 (ロバーツ長官執筆) は、「議会は、エネルギーの獲得に関わる基本的かつ重要な選択を行政機関に委ねることはせず、自ら決定することを意図していたはずだ」として、EPA が重要問題を処理する「議会からの明確な授権」を提示できていないとし、EPA の規則制定権限を否定した<sup>(127)</sup>。

*West Virginia v. EPA* は、法廷意見としては初めて、その名称も含め、「重要

(125) Sunstein, *supra* note 31, at 330-331; Note, *Chevron and The Substantive Canons: A Categorical Distinction*, 124 Harv. L. Rev. 594 (2010), at 594, 610.

(126) 重要問題の法理については、釧持麻衣「アメリカにおける立法権委任法理の変遷と新たな展開 (2・完)」自治研究 90 卷 8 号 (2014 年)、森田崇雄「『重要問題』に係る行政機関の制定法解釈と Chevron 敬讓」関西大学法学論集 67 卷 3 号 (2017 年) 参照。

(127) *West Virginia v. EPA*, 142 S. Ct. 2587 (2022), at 2612-2613. 本事例については、福永実「最近の判例」アメリカ法 [2023-1] 参照。

問題の法理」の適用事例であることに言及した点で注目される。学説上、かねてより重要問題の法理は実体的解釈原則であるとの評価があった<sup>(128)</sup>。West Virginia v. EPAはこの点に言及しないが、ゴーサッチ裁判官同意意見は、重要問題の法理は「明確な言明原則」であると明言している<sup>(129)</sup>。つまり「重要問題の解釈原則 (Major Questions canon)」とは、「政治・経済的に重要な問題については、明確な言明がない限り、議会在行政機関に解釈権を委任したとは推定しない」、というものである<sup>(130)</sup>。重大な政策決定は議会在自ら行うべきだ、との規範内容は、まさに、「委任禁止の解釈原則」の性格を強く帯びている<sup>(131)</sup>。

これに対し、ケイガン裁判官は反対意見において、本稿冒頭の、「我々はみなテクスチュアリストである」との発言を「間違っていたようだ」と訂正した<sup>(132)</sup>。明確な言明原則は、条文の通常解釈（当該行政活動は委任規定の授權の範囲に含まれるか）以前に特定の条件下でのデフォルト・ルール（議会の明確な授權がなければ当該行政活動を許容しない）を解釈者に強いる。ケイガン裁判官は、テクスチュアリストが条文解釈に励むことなく、「法理」による問題処理に走るのはご都合主義だ、と論難したのであるが、そこからも、「我々はみなテクスチュアリスト」とは、法解釈は法文の検討から始める、という法解釈の基本事項を指していたことが分かる。

West Virginia v. EPAは、文理よりも特定の価値判断を内包する実体的解釈

(128) See Cass R. Sunstein, *Chevron as Law*, 107 Geo. L.J. 1613 (2019), at 1675. 重要問題の法理の解釈原則化の過程について、See Mila Sohoni, *The Major Questions Quartet*, 136 Harv. L. Rev. 262 (2022), at 268-269; Lisa Heinzerling, *The Power Canons*, 58 Wm. & Mary L. Rev. 1933 (2017).

(129) West Virginia v. EPA, 142 S. Ct. 2587 (2022), at 2619-2620 (Gorsuch, J., concurring).

(130) Eskridge, *supra* note 14, at 288-290. しかも、その規範内容からして重要問題の解釈原則は「格段に明確な言明原則」の性格を有するだろう。See Daniel T. Deacon & Leah M. Litman, *The New Major Questions Doctrine*, 109 Va. L. Rev. 1009 (2023), at 1038.

(131) Cass R. Sunstein, *There Are Two "Major Questions" Doctrines*, 73 Admin. L. Rev. 475 (2021), at 489.

(132) West Virginia v. EPA, 142 S. Ct. 2587 (2022), at 2641 (Kagan, J., dissenting).

原則を使用することへのテクスチュアリズムの方法論的問題性を浮かび上がらせるとともに (後述 4 で検討する), 行政法の解釈原則としての「委任禁止の解釈原則」が今後どのような展開を見せるのかが注目されよう<sup>(133)</sup>。

ところで, 我が国の最判平成 25 年 1 月 11 日民集 67 卷 1 号 1 頁 (医薬品ネット販売の権利確認等請求事件) が「委任立法の適否を判断するについてはその規制の範囲や程度に応じた授權規定の明確性が重要となり得ることを明示的に述べた<sup>(134)</sup>」際に参照したと思われるのが, 「(格段に) 明確な言明原則」の性格を持つ連邦主義の解釈原則である<sup>(135)</sup>。我が国の委任命令の適法性を扱う判例が (格段に) 明確な言明原則を参照したのは, 「委任禁止の解釈原則」という文脈から見た場合に興味深い。

#### 1.2.4 実体的解釈原則の実証研究

最後に, 合衆国最高裁における実体的解釈原則の利用に関わる実証研究を示す。

ブラッドニーとディツリアの実証研究 (前述) によれば, バーガー・コート期は実体的解釈基準の利用が 8.3% であったのに対し, レンキスト・コート期では 15.6% であり, 約 2 倍に上昇している<sup>(136)</sup>。

次にメンデルソンの実証研究 (前述) によれば, ロバーツ・コートにおいて少なくとも一つの実体的解釈原則を (適用したかは別に) 考慮したのは法廷意見が制定法解釈の事案の 37.8% (解釈を是認するために適用されたのが 27.4%), 全ての意見を含めて 36.8% (27.3%) である。つまり, ロバーツ・コー

---

(133) 重要問題の解釈原則は, わが国公法学との関係で言えば, 法律の留保論における「立法規律密度」の是非の解釈方法論に参考になるとと思われる。中川丈久「行政活動の憲法上の位置づけ」神戸法学年報 14 号 (1998 年) 194 ~ 195 頁, 釵持麻衣「アメリカにおける立法権委任法理の変遷と新たな展開 (2・完)」前掲註 (126) 127 頁参照。

(134) 岡田幸人「判解」前掲註 (92) 31 頁。

(135) 前掲註 (92) 参照。

(136) Brudney & Ditslear, *supra* note 11, at 29-30, 32-33, & Table 1.

トの裁判官達は、言語的解釈原則と比べ実体的解釈原則を利用していない<sup>(137)</sup>。

この点は、クリシュナクマールの実証研究でも同様である。クリシュナクマールによれば、603件の裁判官執筆意見のうち、解釈の結論を導くために言語的解釈原則が参照された割合は32.3%（多数意見では67.9%）であるのに対し、実体的解釈原則が参照された割合は14.4%（多数意見では15.5%）に過ぎない<sup>(138)</sup>。クリシュナクマールは、ロバーツ・コートの裁判官達が実体的解釈原則より文法的解釈原則のほうに使い勝手の良さを感じている可能性を示唆する<sup>(139)</sup>。問題はなぜそうなのか、という点であり、この点は後述する。

なおメンデルソンの実証研究によれば<sup>(140)</sup>、メンデルソンが整理した32個の解釈原則のうち、ロバーツ・コートの裁判官達が最もよく利用する実体的解釈原則は（番号は利用頻度の順位を示す）、④行政解釈の尊重原則（シェブロン判決及びスキッドモア判決双方の法理を含む）（11.9%、実際に解釈の結論付けに利用された承認率は53%）と⑦コモン・ローの修正制限則（11.6%、72%）である。他方で、⑨憲法判断回避の原則（6.8%、57%）、⑫寛大な刑罰の原則（3.3%、55%）など、議論の素材として取り上げられる多くの実体的解釈原則は、実際にそこまで利用頻度は高くない。

（続く）

---

(137) Mendelson, *supra* note 12, at 99, 141 & Appendix Table 2. もっとも、「行政解釈の尊重原則」を含めると、法廷意見が制定法解釈の事案の44.5%（解釈を是認するために適用されたのが31.7%）、全ての意見を含めて44.9%（32.2%）であり、言語的解釈原則の使用率に接近する。

(138) Krishnakumar, *supra* note 74, at 850 tbl.2. もっとも、クリシュナクマールの実証研究では「不合理な解釈の禁則」は兎も角として、「コモン・ローの修正制限則」が実体的解釈原則にカウントされていない。See Mendelson, *supra* note 12, at 100.

(139) Krishnakumar, *supra* note 74, at 895.

(140) Mendelson, *supra* note 12, at 101-102, 140 & Appendix Table 1.